

第1回日野町議会定例会会議録

平成27年3月25日(第4日)

開会 9時21分

閉会 12時09分

1. 出席議員(12名)

1番	村島茂男	8番	小林宏
2番	中西佳子	9番	西澤正治
3番	齋藤光弘	10番	東正幸
5番	蒲生行正	11番	池元法子
6番	富田幸	13番	對中芳喜
7番	高橋涉	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長職務代理者	岡常夫	総務政策主監	沢田友男
教育次長		企画振興課長	古道清
総務課長	池内俊宏	住民課長	高橋正一
税務課長	増田昌一郎	介護支援課長	夏原英男
福祉課長	壁田文	商工観光課長	森口雄司
農林課長	高岡良三	上下水道課長	中井宣夫
建設計画課長	岸村義文	学校教育課長	望主昭久
生涯学習課長	福永豊		
会計管理者	川東昭男		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号から議第 3 4 号まで（日野町債権管理条例の制定についてほか 3 3 件）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 3 5 号 日野町教育委員会教育長の任命について
- 〃 3 議第 3 6 号 日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 4 議員派遣について
- 〃 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時21分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第1号から議第34号まで（日野町債権管理条例の制定についてほか33件）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 8番、小林 宏君。

8番（小林 宏君） 皆さん、おはようございます。大変失礼ですが、座った形で報告させていただきます。

それでは、平成27年第1回定例会3月の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

3月18日8時58分より、第1委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員と議長、執行側より町長をはじめ関係職員の出席がありました。町長の挨拶をいただき、続いて議長の挨拶をいただきました。はじめに、委員長から本委員会に付託されました案件について、審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後、一括に討論を行い、その後、採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

9時、議第1号、日野町債権管理条例の制定について質疑に入りました。

委員より、第2条の（5）にある私債権について説明してほしい。

総務課長より、私債権と一方公債権があり、公債権は公法上の原因に基づき発生する債権です。私債権は私法上の原因によるもので、民法や商法では、一定の期間により時効となりますが、自動的に債権が消滅するということにはならず、時効の援用が必要となります。町の債権では、水道料金や町営住宅使用料、住宅新築資金貸付金、給食費などが該当します。

9時4分、議第5号、日野町教育長の勤務時間その他の勤務条件および休暇ならびに職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、質疑なく、9時5分、議第6号、近江日野商人ふるさと館の設置および管理に関する条例の制定について。

委員長より、第3条に目的を達成するための事業が5つ列挙されているが、それについてもう少し詳しく説明してほしい。生涯学習課長より、（1）については、ふるさと館全体の運営に係ることです。（2）につきましては、町史編さんで受けまし

た古文書を整理させていただくとともに、史資料をテーマに沿って展示・公開をさせていただく。また、古文書の目録や翻刻版の作成とともに、引き続き文化財に係る調査・研究をさせていただく。(3)につきましては、作成した町史の販売促進を継続していくこと。また、地方創生の1つの取り組みとして進める近江日野の歴史ガイドのダイジェスト版的なものを作成させていただく予定です。そして、各種講座や学習会を28年度から始めていきたいと考えています。(4)については具体的に商工観光課にて取り組んでいただくので、商工観光課長から説明いただきます。(5)につきましては、そのふるさと館の目的に沿って、状況により取り組むというものです。商工観光課長より、第3条の第4号についてご説明させていただきます。研修は今日まで近江日野商人館にて、企業や事業所を対象に行っていました、今後はふるさと館の本宅の施設を活用しながら、日野商人に関する研修をしていきたいと思っています。体験では日野町の地域に伝わる伝統・伝承料理、田舎料理を地産地消にこだわり、提供できる場としてふるさと館の座敷を活用し、日野商人の顕彰や町の歴史文化の情報の発信につなげることで、施設の有効活用にもつながるものと考えています。こうした研修や食体験を通じて、施設の利用者による交流が図られればと考えています。

委員より、研修や食体験をされるとのことですが、それには違う費用が必要になると思います。入館料については日野商人館と同様とのことですが、そうしたものについては別にいただくことになるのか。また、正野薬店の包装場の整備がされつつあり、それは無料とのこと、それと商人館とふるさと館との3館で連携するとのことなのですが、五個荘では何館か見れば安くなるというようなことがあったと思いますが、そうした考えはありますか。食体験をされているときに、一般の来館者や資料の閲覧に来られた場合などの対応や資料の保管場所等は、きちんと整理されているのでしょうか。商工観光課長より、研修や食体験の入館料についてですが、食体験をされる方は入館料はいただきません。食体験については、日野の伝統料理を継承する会においてお願いするわけですが、提供いただく料理には費用が発生しますので、そのことも含めて食事代をいただくこととなるので、入館料はいただかないと考えています。研修につきましては、従来の日野商人館と同様に入館料をいただくこととなります。生涯学習課長より、3館の連携により、割引券的なことはできないかということですが、具体的なことはまだ決定していません。山中邸については4月1日からオープンはしますものの、歴史の展示関係の整理や準備等がまだ整わない状況になることから、整うまでの一定の期間無料で開放することとなります。入館料に係る規則があり、その中の入館料の免除の項目で館長が特別と認めたことで減免ができることとなっていることから、3館連携によるセット価格的なことを検討していきたいと思っています。また、資料の保管状況についてですが、

食体験をされる方や施設全体の見学に来られる方がありますが、資料等については全て蔵に保管し、鍵をかけて関係者以外入れないようにしています。資料等により勉強したいという方には、職員が蔵から資料を出し、奥の座敷にある事務所の方の閲覧部屋で見させていただきます。調度品の防犯管理につきましては、1週間程度の記録を残せる防犯カメラを設置し、管理対応をしていきたいと思っています。商工観光課長より、食体験をされているときに、一般の見学者の対応についてですが、食体験については完全予約制で実施したいと考えています。そうしたことから、来館者にはその旨お伝えして、理解を得て案内をさせていただくことを考えています。特に食事をされているときに一般来館者があった場合は、食事場所の見学などの配慮について来館者の理解を得たいと考えています。

委員より、ふるさと館で特産品の販売などは行われませんか。商工観光課長より、ふるさと館では食体験をしていただくということで、地産地消にこだわる食をテーマとしておりますので、特産品の販売を行う予定はしていません。

委員より、ふるさと館には町史編さん室におられた方が皆入って、そこで事務所を設けられ、その事務所には、予算にもあるように、正規の職員2人、嘱託職員2人、臨時職員1人という体制を想定されているのですか。また、今までの町史編さん室では、研究し、それを皆に教えていくという性格がありましたが、ふるさと館では、説明だけでなく人との交流を行い、サービスも兼ね備えている館となる。そうしたことを含めて実施できるのか、そうでなく、交流やサービスは別で対応されるのですか。その辺のイメージができないので、聞かせてほしい。議長が挨拶の中で話をされたように、館長を生涯学習課長が兼務されるとのことですが、日野商人館と正野薬店の包装場とトライアングルでつなぐためのまとめ役をふるさと館がなるなら、館長をしっかり置いた方がよいと思います。その辺についてはどうですか。ぎすぎすせず、すかつとした方が分かりやすく、よりよいと思います。考えをお聞かせいただきたい。生涯学習課長より、ふるさと館については日野商人館と同様に生涯学習課が管理運営していくこととなります。一般的な運営はもちろんのこと、地方創生交付金を活用し、町史の概要版もつくることとなりますことから、予定では正規職員2名、町史編さんにかかわった嘱託職員2名と来館者の受付や施設管理の臨時職員1名の計5名の体制で運営していきたいと思っています。なお、生涯学習課所管の文化財保護行政全般につきましても、正規職員2名で対応し、新たに歴史文化財担当グループを設置させていただき、ふるさと館で執務できるように、3月19日の教育委員会定例会にて規則の一部を改正の提案をさせていただきたいと考えています。ふるさと館の利用に関する総合的な受付につきましては、生涯学習課の歴史文化財担当が行い、設置条例3条の中の歴史文化等に関する体験、いわゆる食体験の申し込みについては、できるだけワンストップに努めながら、商工観光課

につないでいきたいと考えています。町史編さん事業により、いろいろな資料がありますので、それら資料を有効に活用していきたいと考えています。学校へ担当が出向き、分かりやすく説明することや、一般の方で勉強したいという方には、研修場面で一緒に研修を受けていただくことなどを考えています。また、より専門的に資料を見たいという方については、職員が親切、丁寧に資料提示をさせていただき、先ほど申しました閲覧部屋で閲覧していただきます。なお、定期的に資料室の展示物を交換しながら、商人館と同様に特別展をその都度開催していきたいと考えています。町史編さん資料室は、3月31日をもちまして廃止させていただきますが、正職員2名、嘱託職員4名、臨時職員8名のメンバーの今後の雇用については、いろいろと支援・対応させていただいたところです。ただし、資料室にはまだ少し資料が残りますので、セコムをかけ、少しの期間引き続き管理をしていきます。そうした状況の中で、町史編さん室長にも生涯学習課長が兼務してきたことから、ふるさと館の館長につきましては、何とか生涯学習課長兼務でと考えています。私自身としましては、ふるさと館全体を生涯学習課に任せるという形であるならば、生涯学習課長が兼務するのがいいのではないかと考えています。

委員より、大体イメージができました。県下のこうした施設ではどこもそれぞれに館長がおられると思います。やっぱり館長はその施設にいるべきかなと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいし、基本的にはふるさと館の館長はそこに常駐すべきと考えますので、それに対し意見があれば聞かせていただきたい。生涯学習課長より、私見であります。今後、3館連携して運営していくということですので、日野商人館の館長の応援もいただきながら、3館が十分な連携をしながら進めていければと考えていますことから、兼務でも一応対応はできるものと考えています。

委員より、ふるさと館を文化財として町が指定するようですが、今後、県指定・国指定を受けることはできますか。また、今年の日野祭から来訪者の対応はできるのですか。生涯学習課長より、山中邸は町初の建物の町指定文化財ということで、文化財保護審議会が終了し、3月19日の定例教育委員会に建議いただき、教育委員会で決定いただく準備を進めていただいています。文化財の町指定の基準は、国の基準に合わせています。その内容として、優秀なもの、工夫が凝らされているもの、技術的に優秀なもの、歴史的に価値の高いもの、地域の特徴を生かしたものなどの基準がありますが、山中邸は農家の建前でありながら洋館が建っているなど、工夫を凝らした建物であることと、歴史的価値が高いことなどが適合し、町の初の建物の文化財指定とさせていただきます。包装場の再建が終わろうとしていることから、一定の今までの整理ができたということで、これから山中邸の県や国の指定に向けて努力していきたいと思えます。幸い、町が責任持って購入して、運用していこうとしていることから、しっかり管理ができる体制にあります。昨年の日野祭

では無料開放をし、約1,200人の来訪がありました。今年も日野祭のときに入館料がまだいただけない状況と思われませんが、昨年よりさらに多くの方に来訪いただけるよう集客に努めたいと思います。商工観光課長より、今年の日野祭のときのふるさと館の食体験についてですが、昨年末までに厨房整備が完了し、その後、日野の伝統料理を継承する会に行政財産の使用の許可を与え、会が準備にかかれることとなります。一日も早く実施するように依頼はしていくものの、現段階では日野祭に間に合うかは分かりません。

議長より、以前、正野薬店の包装場の解体をされたときに、生涯学習課長はわたむきホールへのかかわりの比重が高かったことから、その解体に対する認識が低く、後にそのことで問題が起こったと記憶している。そうしたことから、それぞれの施設に熟知した責任者がおられたら、その問題は起こらなかったのではないかと思う。生涯学習課では、これから老朽化が進む多くの文化財の保全に取り組まなければならない時期が来ていると思う。例えば、金剛定寺や正明寺などの改修等かかる費用などについて、課長は県や国などへの渉外的な働きをしていただくこととなり、そうした立場の人が館長を兼務されるのはどうかと思う。山中邸を買われた当初には、なるほどと思うほどの期待を持っていたので、その期待に応えられるよう先進事例も踏まえ、しっかりと体制をとっていただきたい。その辺について、町長はどのように思われますか。町長より、山中邸については、すばらしい建物であり、町史発刊における古文書の保管に土蔵が適していること、また、町史にかかわる資料等の公開、さらには交流の場として保存活用すべく購入、改築をし、運営をしていくこととなりました。確かに専任の館長がいるにこしたことはないですが、町全体の体制の中で教育委員会でも議論いただいているところです。採用の状況等から、すぐに27年度からというのは難しいと考えますが、まずは今検討している体制で進めていく中で、限られた人員体制ではありますが、今日いただいた意見も含め、町全体として町長部局と教育委員会部局との配分などを引き続き議論してまいりたいと考えています。

9時38分、議第9号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

委員より、首長が教育委員会に介入のことがないよう、教育委員会制度が残ったのはよかった。教育委員会はより活性化されて、権威を持たれる最高の教育執行機関であることの自覚がますます必要と思う。そうした中で、首長が教育大綱を制定する権利や教育委員会との総合教育会議への参画がありますが、教育委員会としてどのようなスタンスを考えているのですか。首長が変われば教育委員会のスタンスが変わるようではいけないので、その辺の権限等はどのように考えているのか聞かせていただきたい。教育次長より、法律が改正されまして、全国的に総合教育会議

が設置されます。その招集者は首長ということになっており、その会議には首長と教育長なり教育委員が入り、話し合いをしていくこととなります。総合教育会議の運営は、その会議の中で進め方等の覚書をすればいいこととなっています。今朝の新聞に、県が教育振興基本計画を大綱とする方向になったと報じたものがありました。町において教育振興基本計画を大綱に置きかえると総合教育会議で決した場合は、表題も変えず、そのままいけることとなります。この会議では町長部局からの意見や、逆に教育委員会から町長部局の事務執行に対する話などもできるなど、ざくばらんな会議の形式も国では想定されています。なお、会議で合意した事項は尊重するということとなります。両方で調整がつかなかった事項は、それぞれの執行権限に基づき対応することとなります。

委員より、また、今後具体的に出てきた中でということになるとと思いますが、町長がいろいろ思っていることがあれば、どうでしょうか。町長より、教育委員会制度につきましては、当町においても歴代の教育長・委員長のもとでしっかりと取り組みをしてきていただきました。この委員会制度そのものは、今回の改正等により、いささかも変わるものではないと思っています。今回の総合教育会議により、町長部局と教育委員会部局がフラットに協議を行い、教育の前進につながるものであれば、ありがたいと思っています。根本は、これまでの教育委員会制度の大切さを押さえた中で、さらに開かれた議論をする場になることが望まれているものと思います。

委員より、埼玉県や竹富町では首長の意思が大きく教育現場などに影響した事例があります。やはり今までどおり、教育については教育長などがしっかり責任ある執行を行う必要があると考えます。教育次長より、公民館等については、社会教育法や公民館法などがあり、その範囲での判断ということになるかと思いますし、当町の教科書については、近江八幡市や東近江市、蒲生郡の第3ブロックで審議していますことから、竹富町の教科書問題のようなことはないと考えます。執行機関としての教育委員会が残りましたので、執行機関として責任を持った行動・対応などを教育委員とも十分議論しながら進めていくことになると考えています。

委員より、教育委員会はしっかりとした独自の立場であることから、政治的には左右されないしっかりとした教育委員会制度としていただきたい。

9時49分、議第10号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑なく、議第11号、日野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。

委員より、今まで以上に行政不服審査請求がありましたか。また、今回の改正は請求がしやすくなるということなのか説明してほしい。総務課長より、行政手続法とは別に行政不服審査法があり、国民が行政庁に不服を申し立てる制度があり、そ

れに関連する法案が改正され、まだ施行されていないものです。制度の整理という意味で、公平性や使いやすさの向上、国民への救済措置制度を拡充するなど大きな改正があることから、その前段階として行政の手続で不透明な部分については、手続の規定をしっかりと追加をしていくことで手続法が改正されたということです。そうしたこともあり、国民の権益・利益の保護を充実するということから、告知をしっかりとしていくことです。そうした中で、国が行政指導や処分をするといった行為については、しっかりと相手にその根拠を明示するという手続など、当たり前のことですが、その事務手続を明示していく。また、国の許認可の処分があった場合、それが法的根拠からおかしいということになると、一定の行政指導の中止を求める手続、また、法的には本来行政指導や処分をされるべきではないかと思われる場合には、されていない行為に対してされるべきと申し入れを行うということをしかり明示をするという手続が規定された。そうした法律の改正に基づく義務は地方公共団体に及ばないことから、それぞれの市町の行政指導や処分について、国の基準に沿った形で行政手続条例がありますので、それを改正して国の仕組みに合わせ、行政事務を適切に行うための条例の改正です。また、不服審査が過去にあったということについては、私の記憶の中ではないので、恐らくなかったのではないかと思います。

9時55分、議第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

委員より、投票所の関係で、病院等の不在者投票における、こちらが指定する外部立会人のお金の支払いについて案分するとありますが、どういう意味ですか。立会時間における案分であれば、1日をどのような基準に案分するのか、また、立会人からの請求により、そのまま案分するのかなどについて教えてほしい。総務課長より、町内各施設から外部立会人の依頼が町にあると、選挙管理委員会で人選した立会人に施設へ行っていただきます。施設の不在者投票は、通例では対象人数が限られており、ほとんど一定時間を設けて実施されていることから、その案分方法はどうかということですが、国の1日の謝礼は1万700円で、1日は8.5時間となっていますことから、実際の立会時間に合わせて案分するということとなります。

委員より、日野の場合は、実際どんな人が外部立会人をされていますか。総務課長より、期日前投票では選挙管理委員にお願いをしています。それ以外には、シルバー人材センターでそうした事務に精通した方ということで推薦をいただき、その方々の都合を調整する中でお願いをしているところです。

委員より、施設で不在者投票をされる場合に、1日というのはないということですね。施設で2時間とか4時間とか時間を決めてされるということですね。

委員より、区長報酬は区長へ払い込むと思いますが、配布物など戸数割等の謝礼

も区長へ払い込むのか。また、農業組合長報酬は組合長に払い込むと思いますが、反別や戸数割などは農業組合に払い込むのかどうかなど、払い込む先は町で決まっているのか教えてほしい。また、報酬には税金がかかるが、戸数割などはかからないのか教えてほしい。総務課長より、現在の区長さんの報酬は、均等割は6万円、世帯数割は世帯数掛ける1,100円で支払っています。支払先の口座については、それぞれ区長さん自身の口座であったり、自治会の会計の口座であったり、自治会によってばらばらです。また、税金については、個人にお支払いしてもそれを自治会に納入されたりするなど、報酬も自治会によってばらばらのため、統一した対応ができず、控除はしていない状況です。なお、西大路、村井、大窪につきましては、町代さんがおられるところは、世帯数割については半分の550円は町代さんに支払うこととし、残りの550円を区長さんに支払うのが慣例となっていますので、一旦は区長さんに支払い、区長さんから各町代に支払っておられるのが実態です。そういう実態がある中で、区長さんには均等割を、世帯数割については自治会の方へ支払わせていただくとのことで、しっかりと仕分けをさせていただきたいということです。そうすることで、少しでも区長さんに迷惑をかけないようにしたいと考えています。それにより、区長報酬は源泉をさせていただきますが、自治会へは謝礼としてなので税控除は必要ないと考えています。

委員より、そうすると全ての区長の口座というわけにはいかなくなるので、必ず口座を分ける必要があるということですか。総務課長より、町としてしっかり整理をさせていただきたいとの思いであり、報酬を区長さんが自治会の口座に振り込むよう希望があれば、源泉して報酬を自治会の口座に振り込ませていただきます。逆に謝礼を区長さんに振り込むように自治会から依頼があれば、そのように対応させていただきます。

議長より、投票立会人の関係で、期日前投票のときにシルバーの人をお願いしているとのことでしたが、それは間違いないですか。シルバーの人に来てもらったときの守秘義務ですが、これは法的に課されるのですか。臨時雇用のように来ていただいた人に法的に課せられるのか、徹底できるのか。そうでなければ、規約か何か定めているのか、その辺を確認したい。総務課長より、投票立会人は非常勤の特別職での位置づけですので、当然守秘義務は生じると認識しています。その部分につきましては、各投票所でお願いをさせていただいている当日の投票立会人さんの区長さんや字の役員さんなども同様と思っています。

議長より、これは、今までの慣習から区長さんや字の役員さんに投票立会人を申し出ているのとシルバーとは少し違うと思う。役員さんは任期を与えられた特別職ですが、シルバーはどのような雇用形態になっているか分かりませんが、それが適応されるのか調べておいた方がよいと思います。総務課長より、当日の投

票立会人さんについては、区長さんなり代理者さん、または自治会長さんなどをお願いすることになっています。そういう場合には、当然選挙管理委員会からも事務主任からも守秘義務についてはお伝えをしていますし、役場での期日前投票についてもご理解をいただいている中でお願いをしています。

10時12分、議第15号、日野町財産区管理条例の一部を改正する条例の制定について質疑なく、議第33号、平成27年度日野町西山財産区会計予算について質疑なく、10時15分、質疑終了し、総務常任委員会に付託されました議第1号ほか8件について反対討論がなく、一括採決しました。全員賛成・起立でありました。よって、議第1号、日野町債権管理条例の制定についてほか8件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件については審査を終了し、委員長の責任において委員会報告を行う旨諮り、承諾を受けました。

10時17分、町長閉会挨拶をいただき、総務常任委員会を閉会しました。

以上、総務常任委員会委員長報告とします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 6番、富田 幸君。

6番（富田 幸君） それでは、平成27年第1回定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月18日午後1時55分より、第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と議長、執行側から藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監ならびに建設計画課、農林課、上下水道課、総務課の各関係職員の出席のもと、町長および議長の挨拶を受け、本委員会に付託されました議第8号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか5件でありましたが、議案の説明につきましては先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入ることといたしました。

なお、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後、採決を行いたい旨を諮り、異議なく、そのように会議を進めました。

はじめに、議第8号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題としました。

委員より、管理という文言の追加によって何が変わるのか。答弁として、被害が多い鳥獣の駆除の頭数だけでなく、想定の子息個体数についても数的に把握することになります。この数を管理しながらの駆除ということでもあります。

委員より、適正化と管理とのつながりはどうか。答弁として、イノシシ、シカの駆除数と子息数の均衡をとるために数を管理することでもあります。

議長より、野生のイノシシとブタをかけ合わせてイノブタを生産する考えはない

予算（第3号）を議題として質疑に入りました。

議長より、5,000万円の減額の内容と五月台の工事の増額について、残土処分が当初1,900立米が2,500立米になったそうだが、これの検証はどうか。原因等について課長への報告はあったのか。答弁として、5,000万円は国の配分額が予定の7割しかなかったため、五月台の変更については、設計では2,100立米だった。設計の掘削・残土処分については、地山の土量計算で行っている。土をほぐせば量は増えるが、残土処分地の計量はトン（重量）で行われている。確認はしたが、2,100立米に変更はない。

委員より、国の配分が少なかった分は27年度で施工するのか。答弁として、管路の敷設は26年度で終了した。舗装も想定どおり完了し、入札差金で大体賄えた。残りの舗装については27年度で施工する予定です。

ほかに質疑なく、次に議第22号、平成26年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題として質疑に入りました。

委員より、繰越明許費について、いつごろ実施するのか。答弁として、委託費の600万円について、太陽光発電関連は12月末に国の内示をいただいた。600万円のうち500万円は国の補助金100パーセント、残り100万円は単費分です。27年度に入ったら委託業務の発注を行い、補助の申請を行った後、28年度に工事の実施を行いたい。

委員より、住宅用ディスポーザーについて、今必要なのか。住民感情とずれていないか。今回の減額との関係はどうか。答弁として、汚泥脱水車を購入し、肥料化を図っているが、これの値打ちを上げるためには、ごみの減量化とあわせてディスポーザーの補助金を計上させていただいた。3万円の補助で施工費用が5万円から9万円かかるため、自費が要ることや宣伝不足もあり、普及していないのが現状です。今後も普及啓発に取り組んでいきたい。

ほかに質疑なく、次に議第29号、平成27年度日野町公共下水道事業特別会計予算を議題として質疑に入りました。

委員より、歳入で受益者負担金及び使用料の中で過年度分とあるが、これは未収金のことか。答弁として、未収金を回収する目標値ということです。

委員より、実際の未収金はこれ以上あるということか。答弁として、そういうことです。

委員より、小井口、五月台、椿野台で日野町の下水道事業は完成となるが、下水道の加入率はどうか。答弁として、供用率は25年度末で75.7パーセントだったが、工事の完了による分母が増えたため、26年度末でも今の75.7パーセントは変わらないと思います。

ほかに質疑なく、次に議第30号、平成27年度日野町農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑に入りました。

委員より、201ページの工事請負費2,110万円についての説明をお願いします。答弁として、砂川地区、西桜谷地区の機能強化として機械のオーバーホールと取りかえの工事を行う。砂川地区はポンプと老朽化した制御盤の取りかえも行います。

委員より、処理場は町内9ヵ所あるが、公共下水との接続はどうなるのか。管理組合から話を出さないといけないのか、今後の予定を聞きたい。答弁として、各組合の代表者の会議でも話をしている。小委員会を立ち上げた結果、基本的には町全体を見て、公共への接続は町に任せようということになった。使用料は公共より安いと、理解が得られれば検討する。農村下水道は、太陽光の利用や汚泥の肥料化という維持管理費軽減の努力ができる部分があるが、公共は県が管理しているので、町の采配ができない。担当としては、今のままで続けたいと思っております。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、反対討論なく、採決に入り、全員起立により、当委員会に付託されました議第8号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか5件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で提出議案のうち、本委員会に付託のありました案件の審査を終了し、午後2時50分、町長の挨拶をいただき、委員会を閉会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 7番、高橋 涉君。

7番（高橋 涉君） それでは、平成27年第1回定例会厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

去る3月17日午後1時55分より、4階第1・2委員会室において、議会より委員全員、執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監、ならびに関係いたしますところの課長、職員の方の出席をいただき、委員会を開催いたしました。

町長の挨拶をいただき、付託されましたいずれの案件も全員協議会において説明を受けているため、直ちに質疑に入りました。

まず、議第2号、日野町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、幼稚園の使用料について、当町の位置づけを確認したい。また、無料化についての考え方を確認する。保育料はどう考えるのか。答弁として、幼稚園の使用料については、県下19市町のうち安い方から4番目となっている。5歳児からの保育料無料化については、消費税の本格導入も見送られていることから、財源も含めて詳しいことは分かっていない状況である。保育料の改定については、幼稚園のこと、また新しい制度もあることから、含めて今後検討をしたいと思っている。ただ、めどについては未定である。

議第2号の質疑を終わり、議第3号、日野町地域包括支援センターの包括的支援

事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数について、現在日野町はどうなっているのか。また、将来についてどのように考えているのか。答弁として、現在の地域包括支援センターの体制は、主任ケアマネジャーが1名、保健師が1名、社会福祉士が1名、臨時職員のケアマネジャー1名が配属されている。現在の第1号被保険者数は1月末現在で6,020人となっている。平成37年度には6,576人になると推定している。今後の体制については、高齢者数の増加等の状況を見て検討していくことになると思う。

委員より、第3条6項で、「非常災害等の発生の際には、他のセンターとの連携」とあるが、東近江市等を指すものか。答弁として、現在は1ヵ所である地域包括支援センターを、将来的に民間の事業所への委託により複数設置となった場合に、被害のなかったセンターとの連携を考えているものである。

議第3号の質疑を終了し、議第4号、日野町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたしました。質疑なく、議第7号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、日野町指定地域密着型サービスは、町でどのくらいあるのか。答弁として、小規模多機能型居宅介護事業所が蓮花寺にある「さくらの里」、認知症対応型通所介護事業所は里口にある「ひふみデイサービス」、認知症対応型共同生活介護事業所は西大路にある「ゆめさと」と隣にある「ほまれの里」の合わせて4事業所となります。

委員より、要支援1・2は利用または入所できないのか。答弁として、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型通所介護事業所は要支援1・2とも利用できる。認知症対応型共同生活介護事業所は要支援2以上の方が入所できる。

議第7号の質疑を終了し、議第13号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りましたが、質疑なく、次に議第16号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りました。

委員より、福祉医療費助成については小学校6年生まで拡充されるが、本来、県で制度を見直すべきではないか。県はどのように要望しているのか。また、県の反応はどうか。また、今後の見通しはどうか。答弁として、県に対して、町村会を通じて国や県の制度として子どもの医療費助成の充実を図るよう要望している。県の反応としては、現状で就学前乳幼児は県の助成制度があるが、小学校就学後の助成制度については現段階では具体的な回答はない。引き続き要望をしていきたいと考えている。

議第16号の質疑を終了し、議第17号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、また、議第18号、日野町保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例については質疑なく、議第20号、平成26年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入りました。

委員より、歳出の療養給付費、高額医療費、出産育児一時金の状況について説明を願いたい。答弁として、一般被保険者療養給付費の4,200万円の増額補正に関して、昨年12月補正予算で3,000万円増額したものであるが、10月・12月診療に係る医療費が予想以上に多額となり、12月診療医療費までの段階で今年度当初からの月平均医療費負担額が9,840万円となり、12月補正後の現計予算額を上回る事となったことから、今回補正額増額を計上したものである。医療費が高額となった主な要因を見ると、悪性新生物（がん）の治療等に係るものが多い状況と感じている。一般被保険者高額療養費の増額補正についても、ほぼ同様の要因によるものと考えている。退職被保険者等療養給付費の減額補正は、国の補助金経理等の関係上、退職被保険者と区分して予算計上しているもので、対象者が減少したこと等により、療養給付費が減額見込みとなることから、減額補正をするものである。出産一時金については、今までの実績および3月末までの支出見込みに合わせて減額補正を計上したものである。

委員より、保険給付費全体として増額となっている状況であるが、今後の見通しについて説明を願いたい。答弁として、一般被保険者療養給付費は12月に比べて1月の診療分は減少していることから、毎月増額となっている状況ではない。また、医療費の必要額については、保険者が直接的にコントロールできるものではないことから、見通すのは難しい。今年度は滋賀県全体でも療養給付費が相当増加しており、中でも日野町は大きく増加している現状である。町としては、特定健診・特定保健指導の継続的な実施や、ジェネリック医薬品の切りかえ使用の促進を図る等により、療養給付費の必要額が増額とならないように努めていくことが大切と考えている。

議第20号の質疑を終了し、議第23号、平成26年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）ならびに議第24号、平成26年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は質疑なく、議第25号、平成26年度日野町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入りました。

委員より、水道事業会計の状況説明を願う。答弁として、平成26年度より計算方式を変えて、予定キャッシュフロー方式により計算をしている。そういう中で料金改定も行い、順調に推移をしている状況である。

委員より、キャッシュフロー計算書では、当年度純利益を見ればその年度の利益は分かるのか。答弁として、文言的には当年度純利益ということで、以前の水道会

計と同じ形となっているが、計算式では損益計算書の長期前受金戻入では国庫補助金等をみなし償却ということで、償却してこなかった分を今回の制度改正で計上することになった。当年度純利益の数字はそのことで少し変わっている。今後は事項別明細書の129ページの資金期末残高をキャッシュとしてこの金額があるということで確認をすることになる。

議第25号の質疑を終了し、次に議第27号、平成27年度日野町国民健康保険特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、前年度と比較して、2億7,810万円の増額となるが、共同事業拠出金の内容、あわせて保険給付金の説明を願う。答弁として、保険財政共同安定化事業については、昨年度と比べて138.4パーセントと大幅な増額となっている。この事業は県内市町国保、特に小規模な保険者では年度間で極端な医療給付費の増減が起ることが予想されるため、この事業に各市町保険者ごとの国保財政の安定化を図ること、ならびに県内市町国保間の保険料の平準化を図ることを目的に実施されている事業で、過去3年間の医療給付費の実績と保険者数を基礎数字として拠出金を出し合い、その年の医療給付額に比例して交付金として交付されるものである。いわば保険給付費額の再保険を掛けるようなイメージで、制度設計は国が行っている。平成26年度までは、その対象となる基礎数値、医療費1件当たりの金額が20万円以上を対象としていたが、平成27年度からは全ての医療費を対象とすることに変更されていることから、拠出金の額が増額となった。その年の医療給付費の支出額に比例して、歳入の共同事業交付金も増額になることから、支出額も増えるが、歳入額も増えるものである。歳出の一般被保険者医療給付費については、平成26年度の3月補正予算で一月当たりの医療給付費を1億100万円に増額計上したが、平成27年度当初予算では、医療費の伸びを想定して、一月当たり1億250万円を見込み、年間予算額として12億3,000万円を計上したものである。医療給付費の見込みは、平成26年度は特に医療費が増額となっている状況だが、今後の推移については予想が難しく、不透明な状況と感じている。

委員より、保険財政安定化事業の窓口は県なのか、国なのか。答弁として、この制度は国で定め、全国的に実施されているが、共同事業の実施単位は都道府県ごとになっており、当町は滋賀県内を範囲とする共同事業に拠出を行い、また、交付金として交付されるものである。

委員より、保険財政共同安定化事業は保険料に大きく響くものではないのか。また、普通調整交付金や特別調整交付金の状況はどうか。答弁として、保険財政共同安定化事業と各市町が定める保険料の関係は、この事業は現在議論されている国保の保険者を都道府県化に関する議論の以前から実施されている制度であり、この制度が直接的に国保の都道府県化につながっているものではないと考えている。保険

料への影響は、この事業の目的は医療費支出に関して再保険を掛けるイメージで、医療費が急騰した際の緩和効果を図ることで、あわせて被保険者数割で拠出していることから、県内市町間での国保料の平準化を図ることも目的としているものである。このことから、間接的な意味では各市町の保険料に影響を与える可能性が全くないとは言い切れないと感じている。国・県の調整交付金の制度については、平成26年度と比べて大きな変化はない。

委員より、この制度の拠出金額は30万円でなかったか。答弁として、1レセプト80万円以上について、別枠として高額医療費共同安定化事業が実施されている。1レセプト80万円以下の共同安定化事業は国の制度設計では1件当たり30万円を超えるものを対象としているが、滋賀県ではその額を20万円を超えるものを対象とする共同安定化制度として、平成26年度までは運用してきた。国の制度規定に基づき、都道府県単位に平成27年度からは1レセプト1円以上、全ての医療費を対象として実施されるものである。

委員より、都道府県一本化に向けて進められているが、進み具合と、そうなった場合に日野町への保険税額への影響はどうなるのか。答弁として、国保の都道府県化は今の国会に関連法案が提出されている。法案は平成30年度から国保を都道府県に一本化するとされている。都道府県化することで目指している方向性の1つに保険料の平準化を目指すことも含まれているが、前提として医療機関等による医療給付サービスの平準化が図れるのかという課題もあると感じている。保険料は将来的に県内での平準化を目指すことと推測しているが、滋賀県の現時点の考え方は、国保の都道府県化後すぐに保険料が大きく変化することはないと考えている。

委員より、なるべく医療費が上がらない工夫を以前より検討されているが、全県的な取り組みや要望が必要と思う。

委員より、高額医療費の自己負担割はどうなっているか。答弁として、変更は平成27年1月から70歳未満については上位の所得者・一般・住民税非課税の3区分に分かれていたものを、5区分に変更された。これについては、被保険者宛てにお知らせや広報等で周知を図っている。

委員より、影響額は分かっているのか。答弁として、1月分で分かってきたが、高額医療費を受けられる内容もさまざまであり、比較が難しいが、高額な療養費を各自の自己負担額にとどめる限度額認定証の発行状況は、一般でも210万円以下の方が多いと思われる。動向は、財政運営もあることから、今後確認していきたいと考えている。

議第27号の質疑を終了し、次に議第28号、平成27年度日野町簡易水道特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、平子・熊野地区の人口減の状況はどうか。使用料に影響すると思われ

るが、答弁として、人口の減少により、一般会計からの繰り入れも含めて高料金対策により運営をしている。今後は公営企業化の検討をする中、水道事業との一本化についても検討の材料としている。

議第28号の質疑を終了し、議第31号、平成27年度日野町介護保険特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、保険料の引き上げにより、どのぐらいの増額が見込めるのか。答弁として、第1号被保険者の保険料の増は前年度比較で20.2パーセント増の6,266万円の増となっている。

委員より、会計全体では前年比減となるが、保険料を上げるのになぜ増額とならないのか。答弁として、平成26年度当初予算より給付実績の伸びが小さかったことと、平成27年度からの介護報酬が平均2.27パーセントの減額となること等が主な要因である。

議第31号の質疑を終了し、議第32号、平成27年度日野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入りました。

委員より、前年度比4.9パーセント増の予算であるが、対象者はどのぐらいの増となるのか。答弁として、後期高齢者の被保険者の数は増えつつあり、平成22年度末3,163人から平成25年度末で3,223人となっている。また、75歳以上と一定の障害がある65歳以上の方は選択ができることから、今後も増えることが想定される。予算の増は、事務費部分では自治体クラウドが開始される費用も増額の要因となっている。

議第32号の質疑を終了し、議第34号、平成27年度日野町水道事業会計予算の質疑に入りました。

委員より、事項別明細書290ページの減損会計に関する注記で、明治橋付近にある水源地は減価償却をやめているのか、そうでないのか。また、事項別明細書損益計算書の期日は3月31日でよいのか。答弁として、減損会計の件は、平成27年度にアセットマネジメントということで今後の工事や財政を含めて検討していく業務を予算化しているので、その中で結論づけたいと考えている。また、土地は減価償却の対象とはならない。損益計算書の期日については、以前から3月31日で設定しており、決算時に精査をする予定である。

委員より、減損会計では土地は対象にならないので、減価償却はできないことにより表記すべきではない。また、以前の説明で休眠施設は災害時に使用する旨の回答があったが、現実的には使用できないのではないのか。答弁として、休眠施設については、飲料水だけでなく、生活用水という形で利用できるものと考えている。

以上で全ての議案の質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、一括採決を行い、全員賛成により、議第2号、日野町子どものための教育・保育に関する利用

者負担額を定める条例の制定についてほか16件について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

午後3時26分、町長の挨拶をいただき、厚生常任委員会を終了いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長(杉浦和人君) 委員長報告の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、11時から再開いたします。

—休憩 10時42分—

—再開 10時59分—

議長(杉浦和人君) それでは再開いたします。休憩前に引き続き、委員長報告をお願いいたします。

次に、予算特別委員長 10番、東 正幸君。

10番(東 正幸君) それでは、平成27年日野町議会第1回定例議会予算特別委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る3月13日金曜日午前9時より、第1委員会室で開会いたしました。出席者は委員11名と杉浦議長であります。執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監、池内総務課長ほか関係課長、課長補佐、専門員、参事、主任であります。

開会挨拶の後、町長、議長より挨拶を受け、今回の委員会への付託案件は、議第19号、平成26年度日野町一般会計補正予算(第4号)および議第26号、平成27年度日野町一般会計予算の2件であり、本日と16日の2日間にわたり予算審査日程に従い審査を行い、本日はまず議第19号、平成26年度日野町一般会計補正予算(第4号)の審査を行い、16日月曜日午後には、議第26号、平成27年度日野町一般会計予算の審査を行うこととし、平成26年度日野町一般会計補正予算(第4号)の審査については、担当課長より説明を受け、その後、質疑に入り、平成27年度日野町一般会計予算の説明については、既に議員全員協議会において説明を受けておりますので、担当課長からの説明は省略し、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括討論を行い、その後、採決を行うことの承諾を得て、会議を進めました。

議第19号、平成26年度日野町一般会計補正予算(第4号)第1条歳入歳出予算の補正のうち特定財源を除く歳入歳出に入り、第1款議会費・第2款総務費・第9款消防費・第12款公債費およびこれに伴う特定財源、ならびに第2条繰越明許費および第3条地方債の補正のうち、該当する事業について担当課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員より、3月の補正については、精算的な補正の中にあつて、法人町民税の伸びや利用交付税の減、およびまちづくり寄附金ふるさと納税制度についての考え方、ならびに財政調整基金の活用等についての質疑があり、答弁として、従来から業績

の好調な企業の設備投資により、法人町民税が伸びているが、中小企業までには回復基調には届いていない。また、利用税交付金については利用減と見ている。ふるさと納税については、本来の趣旨からすればいかなものかと考えるが、協議も必要であろう。財調活用については、従来銀行より一時借入で対応していたが、10年ほど前から高い借入利子を払わず、預金利子を少なくしてでも有利な方法として、財政調整基金などの繰りかえ運用で対応している。本年度から始めたものではない。また、地方創生交付金事業の取り組み方について、地方創生先行型については、町勢要覧等の作成について一見してトップセールスに必要なものであり、斬新的なものを作成していく。日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」の整備事業についての質疑に対して、農林課や地元伝承料理の会などと十分協議、連携しながら、2020年の来館者数3,000人を目標にしている。消費喚起・生活支援型について、日野町内の商業者の店舗を対象に商品券発行事業を実施することで、商工会と協議している。暮らし応援商品券についても灯油購入補助を秋ごろと考えている。そのほか、消防事業の出動についてや、保健衛生事業についての質疑に対して、明快な答弁であった。

続いて、議第19号、平成26年度3月補正(第4号)。歳出(労働費・農林水産業費・商工費・土木費・災害復旧費)および特定財源、繰越明許費について担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、土木費、道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業の中で、補助が少なくなり、がんばる地域交付金にかわってきたのか経過を聞く。答弁として、社会資本整備の交付金事業で通常の道路改良に伴う交付は47パーセント、交通防災については82パーセントと要望しただけの補助金が交付されないのが現実であり、特に道路については、国も防災・安全を重視する中で100パーセントの予算措置は難しいものの、そちらの方に予算が配分される傾向にある。また、繰越明許費等の関係については、西大路鎌掛線を進める中で住宅にかかる箇所があり、協議をする中で予算を確保しなければならず、年度内処理が難しく、来年度に繰り越しをするものである。

歳出の教育費について、担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、幼稚園費の需用費の電気代の減額や、中学校管理運営事業費の工事請負費の減額がされているがいかがか。答弁として、燃料費がエアコン設置により減額になったものや、太陽光発電設備工事の入札の残の精算である。

委員より、町史編さん事業において、冊数の販売状況はどうなっているのか。答弁として、町史の販売状況であるが、全体では1万3,800冊作成し、そのうち販売部数が7,420冊、贈呈は2,200冊で合わせて9,620冊。販売代金は2,682万円であります。

質疑を終了し、昼からの13時30分、開会をいたしました。議第26号、平成27年度日野町一般会計予算の審査を行いました。

まず、第1条歳入歳出予算のうち特定財源を除いた歳入を議題とし、第1款・町税から第11款・交通安全対策特別交付金まで、第19款・繰越金および第21款・町債のうち臨時財政対策債の審査を行い、直ちに質疑に入りました。

議長より、補正予算の中で従来から業績の順調な企業が伸びていることだが、ここ数年、中小企業は経営が厳しかったので収支はマイナスのところが多かったが、収益が出ても相殺して赤字が全部解消していない点はどのように見込んでいるのか。累積赤字は利益が出ても相殺されて、利益に反映しないことになる。そのような企業はどのくらいあるのか。今日まで赤字で26年度から利益が出たけれど、マイナスの場合は3年間の税の控除があることはご存じと思うが、今年あたりから利益が出てくると感じている。前年度より約3,500万円伸びたと聞いているが、その辺の分析はどう考えているのか。答弁として、損失が累積している場合は、収益が出れば損益通算できるが、そこから抜け出せる企業がどのくらいあるのかとの質問であるが、昨年と今年状況を比べてみると、均等割のみの納付であった企業の中には、法人税割の納付が出てきた企業がある。法人税を納めて、その分が法人町民税にも影響が出ているが、累積した損失分が帳消しになって利益が出た企業については把握していない。

次に、歳出に入り、第1款議会費・第2款総務費およびこれに伴う特定財源ならびに第2条債務負担行為のうち公共施設総合管理計画および公有財産管理システムと広報費の印刷業務、第3条地方債のうち緊急防災・減災事業債、臨時財政対策債について質疑に入り、委員より、総務費関係で庁舎別館の改築の設計をされるが、庁舎全体が改修されて会議室があるものの、狭くなっている。2階に会議室があればと思うが、そのような構想が描けているのかどうか。組合事務所の確保も当然必要であり、工事をするときには一時的に移転も必要となる。利用しやすい別館の構想の説明をいただきたい。次に、企画の関係であるが、地域おこし協力隊の構想はよく分かるが、都市から3年間来て、定住を図るということであるが、こちらの地域の受入意識を高めていくことが必要であり、地域とのコンセンサスが必要であり、細かい地域の支援体制など、温かく迎え入れるように導くことが必要と考える。なぜかという、定住促進がうたわれているが、結果的に本人の努力義務になっている傾向があり、もう少し行政側が手を差し伸べ、町が支えていくことが定住促進につながると思うが、町の考え方を聞きたい。答弁として、役場庁舎の別館の改修工事であるが、別館の耐震強度が十分でないため、庁舎本庁は改修したが、別館は建てかえを考えており、現状の場所で解体し、備蓄倉庫の併設とか防災機能を強化しながら、今ある機能を含めたものになるような改築を考えている。本庁舎の会議室が十分じゃないとの意見も内部にもあり、そのことも考慮しながら設計を進めたい。組合事務所については、実施設計を予算計上している。また、地域おこし協力隊と

空き家を利用した定住について先進事例を担当職員に聞き取り調査をしている。成功例はミッションが明確であり、隊員に自由度が確保され、隊員の能力が生かされるか、3年後の任期満了後の隊員の生活が自立できるように活動できているかにある。地域との関係については、本当に隊員の活躍にとって必要なものは何か、地域の中に立ってつなげていただける地域の世話役さんが必要であり、地域とのコンセンサスも得られやすい方が必要である。また、協力隊員に住んでいただくために、空き家の利活用も考えることになるが、その空き家を提供できるかがポイントとなってくる。他の一般移住希望者を含めて地域のことを相談できる人が必要と考える。役場窓口で相談等を受けることもあり、たくさん入ってきていただいているが、その方々の意見を伺うことができていないので、まずは移住者の方々とのつながりをつくり、意見を伺いながら具体的に検討していきたい。

委員より、日野の田舎がよいと意外と来られる方がおられるが、その方を対象にした連絡協議会、行政が主導するのがよいのか、自主的にやられるのがよいのか分からないが、町も中に入って、住まれた教訓は何かを把握して、これらの定住化につなげていってはどうか。答弁として、今年度、移住者間でつながっておられる方々との車座懇談会に呼ばれた。移住者の方の思いを聞きながら、地域とのつながりをどのようにつくっていくのか考えたい。

委員より、公用車の維持管理について。路線バス対策について、時刻表改正に伴う町営バスへの影響についての質疑があり、ダイヤ改正について具体的に報告された。

次に、歳出の消防費、公債費、予備費およびこれに伴う特定財源、ならびに第3条地方債のうち防災基盤整備事業債と施設整備事業債、第4条一時借入金、歳出予算の流用についてを議題とし、質疑に入りましたが質疑なく、次に、第1条歳入歳出予算の歳出のうち、第3款・民生費およびこれに伴う特定財源についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、扶助費の一般財源の減少分についての質疑があり、詳しく説明された。また、児童手当支給事業についても質疑がありましたが、前年と変わらないとの回答であった。

次に、第4款・衛生費およびこれに伴う特定財源、ならびに第2条債務負担行為のうち集団健康診査等業務委託料、ならびに第3条地方債のうち上水道一般会計出資債についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、ごみ収集事業について、新たに電気関係の回収であるが、具体的に種類、回収方法はどうか。答弁として、特定家電については、新年度において国のモデル事業に乗って、日野町役場とわたむきの里の2ヵ所で拠点回収をする。あと、年に1度程度イベント回収ということで、例えば氏郷まつりなどの会場の一角

に場所を設けて、小型家電、ノートパソコン程度のものの回収を行っていく。そのほか、予防接種、太陽光発電の助成事業、ライフ組合の負担金についての質疑があり、また確認のための浄化槽整備事業についての質疑もあり、それぞれ適切な答弁であった。

次に、第5款労働費・第6款農林水産業費・第7款商工費、特定財源等、債務負担行為についての質疑に入り、委員より、商工会運営事業について、県のお買い物バス事業がなくなることは、活性化される中での整合性をどう考えているのか。買い物難民については手だてをしなくてもよいのか。答弁として、商工会運営事業については、26年度の地方創生交付金事業に係る補正において、従前の氏郷シーラリーなどの商業活性化補助金を補正に見込んで繰り越しているため、前年度と比較すると200万円余り下がることになるが、実質は金額的には変わりなく、むしろ地方創生交付金事業により膨らませているところである。お買い物バスについては、24年度から県事業にあわせて3ヵ年事業で対応してきたが、運行について道路運送法の関係からやめざるを得ない状況となった。今後の商業の活性化については、現状では事業主が高齢化してきたことや、各商店主が持ち家であるため事業を続けることが難しい状況であり、新たな商工業の創業者支援に係る事業を商工会とも協議しながら進めてまいりたいと考えている。そのほか、委員より、シルバー人材運営事業、日野祭曳山巡行についての質疑があり、シルバー人材センターなどは雇用の拡大などに広がるなど、日野祭についてもいろんな交流を持ち、改善なり協議しながら進めてまいりたい。

次に、農林水産業費について。

委員より、農地中間管理事業および多面的機能支払交付金についての質疑に対して、農地中間管理事業には地域集約協力金、耕作者協力金、経営転換協力金があり、経営転換協力金については291万円、8件分の予算を計上している。農地中間管理事業については、農地を集積して取り組んでいこうとするものであるが、町は大規模農家をつくるのはいかなものかという考えもあることから、国の方針に乗るための8件分です。地域集約協力金、耕作者協力金については、人・農地プランの取り組み、法人化への取り組みが必要であり、日野町がおくれていることから、現状大きな進展はないと考えている。52集落について、現実的に厳しい集落と順調にしている集落との温度差がある。農地を維持管理する人員が少なくなってきた、事業として相反するものであると考える。農林の考え方は、農地はいざというときに耕作できるよう農地の保全に力を入れてほしいというものである。共同活用については、自治会が維持管理していこうという取り組みであるので、維持管理をする人が少なくなる中、耕作できるところはしていただく。それに加えて、用排水の道路の維持管理もあわせて行っていただく補助事業であると考えている。

続いて、第8款・土木費およびこれに伴う特定財源、ならびに第3条の地方債の社会資本整備総合交付金事業についての質疑に入り、グラウンドゴルフ場の総費用や公式認定についての質疑に対して、総費用は9,500万円、供用開始は7月1日としたいと考えている。認定については、協会と協議していきたいとの答弁であった。

ほか、町道西大路鎌掛線についてや大谷公園のアリーナの改修工事についての質疑があり、改修期間等の予定が示された。

次に、教育についての質疑に入り、委員より、支援員の配置についてや教育相談心理士の状況などの質疑があり、1学期は小1中心に支援し、2学期は別室登校、中学校は学習支援員、授業対応講師1名とALT1名、学校司書4名など学力向上に努めている。また、教育相談については、正規1名、臨時7名の心理士でサポートしている。

続いて、社会教育について、議長より、近江日野商人ふるさと館についての職員体制について、正職2名、嘱託2名、臨時職員1名であるが、やはり館長としての人事についてきちっとした体制をとるべきとの意見が求められた。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、議第19号、平成26年度日野町一般会計補正予算（第4号）および議第26号、平成27年度日野町一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の職員の起立を求め、全員起立であります。よって、議第19号、平成26年度日野町一般会計補正予算（第4号）および議第26号、平成27年度日野町一般会計予算は原案どおり可決決定いたしました。

16時40分、以上で終了し、町長の挨拶を受け、閉会といたしました。

これをもって予算特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

学校給食問題検討特別委員長 2番、中西佳子君。

2番（中西佳子君） 平成27年第1回定例会学校給食問題検討特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月19日午後2時より、第2委員会室において学校給食問題検討特別委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行側より藤澤町長、岡教育長職務代理、望主学校教育課長の出席のもと、町長、議長の挨拶をいただき、執行側より必佐小学校給食調理室改修について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、施設比較表では必佐小給食調理室は他校より建築は遅いがどうかとの質問があり、必佐小よりも年数では日野小の方が古いですが、現状の調理場の状況を見ると、排水も含め必佐小の優先度が高いと判断し、改修設計費の予算を計上したとの答弁があり、また、委員より、地場産を高めて米飯を学校で炊いてほしいと思うがどうかとの質問があり、桜谷小は炊飯設備を備えているので、必佐小でもしていくつもりをしている。他校との関係や給食費の関係もあり、並行して考える必要が

あるとの答弁がありました。

委員より、必佐小の現在の食数と今後5年間の推移はどうか。建築面積は変わらないのか。設備費7,000万円との説明があったが、桜谷小は面積は違うが4,600万円くらいの試算だったと記憶するがどうかとの質問に対し、食数は小学校で360食ぐらい、幼稚園100食ぐらいで、合わせて460食ぐらいである。面積は現在の170平米と倉庫部80平米で合計250平米ぐらいになる。備品は桜谷小かそれに近い金額になる。厨房機器はほとんど新しいものとなるが、使えるものは使いたい。食数の今後の推移は、6年後に小学校だけで子どもは60人ぐらい減る見込みで、幼稚園も減る。食数キャパ、マックスは500食ぐらいとしているとの答弁がありました。

また委員より、調理員について桜谷小では1人増となったと思うが、必佐小では人員増となるのかとの質問に対し、現在は調理員4人で地場産対応の0.5人を含んでいる。設計後、先のことだが、下処理から考えると0.5人増となるかもしれないとの答弁がありました。

次に、今後の学校給食調理室の改修計画について説明を受け、質疑を行いました。

委員より、必佐小に引き続き、日野、西大路、南比都佐となると思う。今回は改修だが、改築となる学校はあるのかとの質問に対し、日野小は今の面積では足りないので増築が必要と考えている。工事期間のこともあり、今の場所で増築か、改築とするか検討したい。西大路小と南比都佐小はこれ以上面積は必要ないので、内部改修でいけると思うとの答弁がありました。

次に、その他の事項に入り、委員より、桜谷小の給食はでき合いのものが多く出ていると聞いた。キャベツの刻みが大きいとか、カレーソフト麺が食べられないような味などと聞く。調査してほしいとの意見があり、町内同一献立なので、桜谷小だけがそのようになることはない。果物は個別包装しており、そのように思われたのかもしれない。献立は栄養士が立てて、それに基づき各校調理員が材料を発注しているとの答弁があり、また委員より、発注は一括してやっているのか。学校独自の割合はどうか。キャベツみじん切りは刻んだものを購入するのかとの質問があり、牛乳などは3日前に学校から発注する。その他は献立表に基づき学校調理師がするが、一括とそうでないものがある。学校独自の割合は5割ぐらいだと思う。日野と桜谷はみじん切りする機械がある。刻んだものを購入することもあるし、少量ならば自校で切ることもある。把握して調査しますとの答弁があり、議長より、このような話は残念である。桜谷小の給食調理室の議論では、子どもたちに安心・安全な給食を食べさせるとされていた。学校もアンケートなど子どもの意見を出させることも大事だとの意見があり、子どもたちへのアンケートも行っている。30分前に検食も行っている。今後は校長とも相談し、よりよいものになるよう努めていきたいとの答弁がありました。

委員より、個人的に放射能検知器を購入され、雨の日、水たまりを測定すると、日によっては滋賀県でも数値が出るらしい。放射能測定してはどうかとの質問に対し、先の会議でも出ていたので、工夫していきたいとの答弁がありました。

また委員より、地産地消を進めると言っているが、中学校給食が始まってどうか。農業委員会とかの話の話を聞いているが、目に見えてこない。進んでいるのかとの質問があり、中学校は日野のお米なので、消費は増えている。キャベツ、ホウレンソウ、タマネギはJAの協力で進んでいるが、他の野菜は供給体制になっていない。日野幼稚園の北側で農業委員会が中心となり、キャベツなどを栽培してもらっている。河原や寺尻でも栽培してもらっている。重量ベースでは伸びているが、ポイントでは少ないため、国の調査では低くなってしまう。一步一步進んでいるとの答弁があり、委員より、ハウスは共済のメニューが増えてきている。また、桜谷小ができ、次は必佐小であるが、桜谷小の問題があれば必佐小に役立ててほしいとの意見がありました。

議長より、日野米も場所によって味が違う。炊き方によっても変わる。おいしいお米を使って、農業振興にもつなげてほしい。学校給食のよさ、自校方式のよさを言えるように研究してくださいとの意見があり、顔の見える関係となるよう、耕作者の名前を紹介している。米も地区によって確かに味が違う。炊き方などの工夫も研究していきたいとの答弁がありました。

ほかに質疑、意見なく、閉会にあたり町長より挨拶をいただき、午後3時終了いたしました。

以上で学校給食問題検討特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、企業誘致・幹線道路整備特別委員長 1番、村島茂男君。

1番（村島茂男君） それでは、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告を行います。

去る3月20日午前9時より、委員会室において企業誘致・幹線道路整備特別委員会を開催。出席者は委員全員と、執行側より町長をはじめ担当課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、引き続き担当者の説明を受け、直ちに意見交換に入りました。

議長より、先ほど、建設計画課長が鳥居平地先の道路を開発区域に入れることを説明されたが、法的に農振区域の農道を開発区域に入れることは難しいと思う。除外を先にしてからでないと、農道を進入口として開発区域に入れることは難しと思う。また、この工場の経過を調べていると思うが、どうもこの企業がやられているのは太陽光発電ではないのか。その方向に展開すると雇用に結びつかない。聞くところによると、2割ほどの手付金を支払われたとのことだが、周辺の土地にも広がっているようで、物色されていることを聞くが、調べておく必要がある。また、信号

機の問題については、亀岡の問題があって以降、県の方では通学路を優先している
ので、日野町としては方針変更された方がいいのではとの話であった。蓮花寺と鎌
掛の道路については重要要望として上げているが、歩道ということであれば優先順
位が上がると思う。やはり、子どもの通学路として要望を上げた方が早くつくよう
な感じであったので、担当課には連絡をしておいた。また、通学路ではないと思う
が、307号の北脇のところはどれだけ利用されているのか等について調べた方がいい
のではないかと。答弁として、鳥居平については、農道を開発区域に入れるという考
え方ではなく、鳥居平区として農道がそのまま入り口になったら困るということで、
町に対して要望もいただいておりますことから、そこについては町道として管理を
させていただきたいと考えている。その分が開発区域に入るということではない。

議長より、太陽光ではないかというご指摘でしたが、確認させていただきます。業
者からは工場用地としたいと聞いている。また、信号機の件については、今、第二
工業団地の方へ約60人の外国人が通われている。そのうち四、五十人くらいが自転
車通勤と聞いている。北脇のところは横断歩道用の信号もない状態の中で、行き来
する車の合間を縫って横断されているという危険な状態であるため、第二工業団地
の企業協議会からも自転車などの交通弱者に対する対策を優先してほしいとの要望
を聞いており、他の場所も含めて検討していきたい。

委員より、安部居の以前、日映さんが所有されておられた土地について、今開発
がされて、どんどん工事が進んでいる。また、もう少し下へ下ると別の物置場所が
あると思う。安部居に行くまでの東りの前を開発整備されているが、どんな状況で、
どんな内容であるのか。また、地元の関係も含めて、特に佐久良川への排水の関係
もあり、以前から問題であった。その点を了解されているのか。答弁として、まず、
日映さんが持っておられた土地の資材置き場の件ですが、事前に相談があり、太陽
光発電をしたいということでの整地ということである。5条1項については、県に
相談された中で、それに該当しない形で進められていると聞いている。従来にあつ
た土地を整備しているということで排水もなく、地元との関係も特にトラブルは聞
いていない。その下のトラックヤードについては、当初はゴルフ練習場と聞いてい
たが、そのまま塩漬けとなっていた。土地を買われて、整備されたと確認している。
造成等については、建設計画課とも協議しながら、問題がないかについて常時見て
いるという状態である。

委員より、鳥居平地先の太陽光の関係はどうか。今後、調べるということだが。
答弁として、議長さんから、太陽光のソーラーがあちらこちらでやられるので、そ
れでは雇用につながらないということでご指摘をいただいたので、業者にもう一度
念押しをしたいと考えています。

議長より、工業団地で太陽光をやられる場合は、面積的に環境アセスが必要だと

思う。その時点では太陽光かどうかは分かるので、先にそのことを言っておいた方がよい。物を建てなければ開発の5条1項は必要ないが、ただ、環境アセスしなければならないと思うので、そこでチェックはできるはずだ。今言われた安部居地先の多分、大日製罐の物流を運ぶ運送屋と言われているが、この前の委員会では4月をめどに建設という話であったが、まだ何の兆しもないが、当局にはどういう報告をされているのか。答弁として、現在、開発申請の事前相談をほぼ終え、本申請が出るということを聞いている。許可が終われば造成ということがあるので、県の開発許可部局と申請のやりとりをした中で進められておられる。着工の予定はまだ聞いていないが、許可がおり次第、かかりたいと言っている。

議長より、第二工業団地の関係の方が売却をされたので、当然当局も売られたことを調べて、大日製罐もここに挨拶に来られているわけなので、売却するときに重要事項説明書がある。契約をするときに、開発が必要であることを重要事項説明書に記載しなければならない。その時点で当局が熟知されていて、この重要事項説明書をしっかり確認をしていたら、これだけの話にならなかった。その点について、もっと勉強された方がよいと思う。今後、そういうことに気をつけて、立ち会われたときには売られる方も買われる方も重要事項説明書を説明され、それを承知された取引であることの確認をする。それに違反していたら、重要事項説明書の業者として県の方から指摘がなされる。答弁として、今後、しっかりと勉強していきたい。

委員より、寺尻地先の工業団地について、1区画が残っている。自動車がたくさん置いていたが、この区画の取引の話はないのか。答弁として、今現在、操業されているのは、4区画のうち、東洋化学さんが1区画と、福地製薬さん1区画の2区画で、その間に2区画あるが、1区画は東洋化学さんが将来のために購入されており、今議員指摘の区画においては、大阪の大盛工業さんの所有だが、売る気はあるようだが進んでいない状況である。運送会社が軽自動車の新車を一旦仮置きするために借りておられる状況である。売買の方は動きがない状況である。また、今後、優良な企業が来られたら、紹介していきたいと考えている。

委員より、国道307号の安部居地先の裏を通るという計画は以前にあったと思うが、その改良はどうなっているのか。安部居地先に以前セブンイレブンがあったが、その前の道路について、人家から入ってすぐ、すごい深い溝がある。人家がすぐに道路に面していて、溝の間の部分にも何回も車がぶつかっている。以前は、車は裏を通るという計画があったようだが、現状のままだとその溝の問題がある。その改修をどうするのかも含めて進めてもらいたい。どう考えているのか。答弁として、ダイフクの入り口の交差点部分から上の部分で、ちょうど五、六年前に、ダイフクの進入道路の関係で出入りが危ないということで検討した経過がある。カーブ中で勾

配があり、交差点になっているが、ダイフクへの進入で車も多いということで、右折だまりの設置も含めて対策ができないか、いろいろと検討した。そういう中、安部居さんにも用地買収も含めて協力をお願いすることで、県の方にも動いていただいた。ダイフク入り口の交差点から松尾地先の方に向かって100メートルくらいの間を改良しようということであったが、土地の買収が非常に困難であったことから、現在の道路敷地の中で交差点改良の処理を行い、右折だまりもわずかながらではあるが、設置していただいた経過がある。大きな計画としては、国道307号の御園の交差点から日田の交差点について、都市計画道路としての決定がされている。安部居地先については、ダイフクの入り口からコンビニがあって、その裏に通るバイパスという形の都市計画決定が行われているので、その計画を実現しようとするれば、県のアクションプログラムに載っていないと実施は難しいと考えている。そうなってくると、部分的な整備は難しくなる。その意味では、日野町内の国道307号をどのように考えていくのか検討が必要となってくる。

委員より、現実この問題として、この前に直してもらったところが、また車がぶち当たった。この前、自転車が落ちて、上げるのも大変だった。溝が深いので、このような現実が起こっているのにもかかわらず、放置しておくのはかなり問題である。地元からも対策をしてほしいとの要望もある。早急に県と現場を確認してほしい。要望をしておく。答弁として、議員からの要望については、県に対して、どのような対策ができるか、一度現場を見てもらった中で検討をいただくようにしたい。

議長より、今の件の用地についてはいろいろご苦労いただいたが、当時は相続が大変ということであったが、その方は今は安部居におられないし、その点を調べて現状がいけたら、県の方に行けますよと話ができると思う。その辺を調べたらどうか。また、企業誘致の関係で地方創生絡みで、第二工業団地にある会社へ日野町に本社機能を持ってきてもらいたいという当局のアプローチをされることはないのか。例えば、麗光さんなんかは大きな土地を取得されているし、それに栗東にも大阪にも工場があるらしいが、また、日野におられた方が本部の執行役員になられたということもあるので、そういうこともやられて、政治的に働きかけるのはどうか。答弁として、第二工業団地も、今38社あるので、そのような話をさせてもらいたい。また、第一工業団地もあり、研究させてもらいたい。

議長より、世間話をするような感覚ではだめである。地方創生のことも勉強して、本社機能を日野に持ってこられたことでの恩典はこのようなことがある等、内部で協議を行い、研究しながら提案していくことが必要である。このようなことも大事な時期であると思う。答弁として、この問題については、地方創生も含めて、県庁の企業誘致推進室とも連携を図っていく必要があると思っている。当然、町では第二工業団地の企業協議会に出席していることや、さらには寺尻や第一工業団地の企

業協議会との町長の懇談会をしたり、またいろいろな部分で取り組みをしているが、商工観光課が窓口になるが、企画振興課とも十分協議しながら取り組んでいきたいと考えている。

委員より、内池バイパスの進捗状況を聞かせてほしい。別所から内池までの内池バイパスについて、三十坪から内池までができていないから、まだ先線は考えられないかもしれないが、ぜひとも計画くらいは別所までこういう形でつなぐんだという考えは、どこまで話が進んでいるのか聞かせてほしい。答弁として、内池バイパスの進捗状況については、平成26年度で詳細設計が仕上がっている。詳細設計に基づいて、農林課と協議を行い、その協議は成立している。来年度は、用地調査を詰めていくこととなり、来年度から地元への説明に入っていくことになる。その後、用地買収が終わってから、平成28年から29年度ぐらいに埋蔵文化財調査が進められ、実際の工事に着手できる時期は平成30年度からと聞いている。必佐バイパスから内池水口線の先線については、まだ具体的な計画は進んでいない。まずは、内池水口線までの区間で工事を進めていくことになるため、もう少し後になると思っている。

委員より、そこまでついたら、もうええやないかということにならないように、できるだけ内池から別所までをどうつないで、どうしていくかをしっかりと県とも協議してほしいと願っている。答弁として、内池バイパスについては、町道の内池水口線で終わることではなく、307号線まで行くことでアクションプログラムに計画が計上されている。まずは1期工事という考えで、泉日野線から町道の内池水口線までの区間で、県は判断して計画どおりに進めていくということになっている。先については、計画がとまるということは町としては思っていないし、県とも先線を進めていくように話を詰めさせてもらっている。

議長より、中山の芋くらべの保存会から町村合併60周年の記念切手に、なぜ芋くらべ祭はあれだけ伝統・歴史があるのに、また、町長も保存会の会長をしていただいているのに、なぜあの切手の10枚の中に入れてもらえなかったのかと言われている。中山の芋くらべ祭が記念切手に入れてもらえて、そのことでまた、発信されて、地域が活性してということになる。よく内部で協議をしたという答弁を聞くが、この協議の中で、この10点は花を中心に選ばれたと説明を聞いているが、この中山の芋くらべ祭について、特に保存会の会長をされておられる町長の意向も聞かなかったものか。答弁として、このご指摘の件については、保存会の山上さんからもご意見をいただいた。この点については、我々も検討が抜け落ちていたことは大変申しわけなく思っている。ただ、郵便切手そのものについては、日本郵便の方で発行されているものであり、当初、全体的に1,000枚の印刷ということで話を聞いていた。60周年記念をして販売できる見込みがあるのであればつくるということで、役場で500枚見込めないかということであったので、庁内、各団体に購入意向は伺ったが、

結果500枚に到達できない状況でもあり、もう無理かなという状況であった。そのような中、地域の郵便局であるということで、50周年記念のときにも計画はあったが、できなかった経過もあり、60周年のこの機会でないといけないということで、地域の郵便局のご決断もあり、急遽、図案の取りまとめが始まった。図案等については、切手として売りやすいものということもあり、花を中心としたものがいいたろうということで、郵便局の方で選択されて、調整されたものである。かなり急な中で取り組みがあったため、売れる切手ということで、近江日野商人と花の町で花が基本になり、日野をあらわすのであれば、蒲生氏郷公なり、綿向神社ということで、このようなセットで編集会議を構成する間もなく、担当課段階で調整して決めたという経過があり、そこに日野の特徴として、特に国指定の芋くらべ祭があるわけですが、考えが至らなく、その経過の中で対象になっていなかったというのが実態である。芋くらべ祭保存会さんにとりましては、一生懸命やっているのに残念な思いを持っていただき、大変申しわけなかったのですが、そのような経過でありました。

議長より、今の質問の内容は、町長の意向は聞かれたのかの問いであったのだが。先日の60周年記念の式典も500人ぐらい来られていたと思うが、その中に何か日野町からプレゼントするものが入っていたのかと思ったが、どこかの入場券が入っていたとのことであった。東近江市も甲賀市も記念品みたいなものをつけられていたと思うが、日野町もこういうことに地方創生の観点に立ち入った知恵を出されるべきである。町内・町外いろんな立場の人に発信できる機会であり、拡大していくことにつながっていく。町内・町外の500人に、町を発信できる記念品に変えるという発想はなかったのか。企画の部署は日野町の頭脳である。いろんなことに知恵を出し、すばらしいな、さすがやと言われる部署であってほしいと思っている。そういう発信をしてほしかったとの思いである。答弁として、切手の方については、当初の予算に組み込んでいなかったということもあり、限られた中で回っていきたいとの思いがあった。町内の人には申しわけなかったが、特に外部の来賓の方については、切手を入れさせていただいた。限られた中ではあったが、そういうことで対応させていただいた。

委員より、土山蒲生近江八幡線について、地元の期成同盟会をはじめ、いろいろと動いていただいていると思うが、特に頓宮鎌掛線については、当初の考えと違って、できるだけ現道等を利用して、余り経費のかからないようにやっとうと聞いているが、どういう動きをしているのか。たとえ、図面上でもルートを書いて検討してくれなどの動きはないのか。答弁として、土山蒲生近江八幡線の関係について、平成21年度に整備のルートが決定されたが、その事業費が60億と大規模なものであったため、地元としては現道を利用した実現可能な道路として、再三要望している。しかしながら、なかなか調査費がついていない状況であり、その点について

は、引き続いてしっかり要望していきたい。

委員より、今の件で、期成同盟会との協議の上で、こうしていこうという話はないのか。答弁として、当然、町と期成同盟会の協議を行った上で、このままでは話は進まないで、現道を利用した形で県当局へ要望を行っている。鎌掛の役員さんからも、今までの要望の仕方ではなかなか前向きに県の方も取り組んでもらうことは難しいという思いがあり、道路の必要性にもっと重点的に示してもらおうという考えである。鎌掛にはいろんな観光資源もあるため、これらを全面的に引き出した中で、要望を進めていこうということになっている。そして、アクションプログラムの中で、土山蒲生近江八幡線というのは、今の計画の中で、10年の間に道路の必要性も踏まえ、検討していこうという路線に位置づけられている。この計画の前期5年、後期5年での事業着手ではなく、道路の必要性を検討し、その中で必要性が高まってきたら着手をしていこうという路線になっている。同じ考えである西明寺安部居線は、前向きに取り組みが進んできている。土山蒲生近江八幡線についても、アクションプログラムに上がっているこの10年計画の間で、早ければ10年以内に着手できるような形をつくっていただくように県に要望していきたい。

以上で意見交換を打ち切り、10時6分、町長の閉会の挨拶をいただき、委員会を閉会しました。

以上をもちまして、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第1号から議第34号まで（日野町債権管理条例の制定についてほか33件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第1号から議第34号まで（日野町債権管理条例の制定についてほか33件）については原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第1号から議第34号まで（日野町債権管理条例の制定についてほか33件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

日程第2 議第35号、日野町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） それでは、日程第2 議第35号、日野町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は日野町教育委員会教育長に今宿綾子氏を任命したく、同意を求めるものでございます。今宿氏は昭和53年の蒲生西小学校を皮切りに、蒲生郡内の小学校の教諭として勤務され、平成21年に日野小学校長、平成24年からは必佐小学校長となられ、教育長として適任と認めるものでございます。任期につきましては、平成27年4月2日から平成30年4月1日までの3年間となります。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第35号、日野町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号、日野町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 議第36号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、議第36号の日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる新教育長を置くことなどを内容とします地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、さらに地方自治法第121条、いわゆる長および委員長の出席義務が改正されたことから、日野町議会委員会条例で定めます委員会の審査または調査のために出席説明を求める者のうち、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めることを提案させていただきますのものであります。なお、附則につきましては、施行日と新しく新教育長が任命されるまでの経過措置を定めるものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第36号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第36号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員派遣をいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会および学校給食問題検討特別委員会ならびに企業誘致・幹線道路整備特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。議員ならびに執行部の皆さんは、自席でお待ちをお願いいたします。

－休憩 11時56分－

－教育長予定者 任命同意のお礼－

－再開 12時01分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと言いますが、季節外れの名残雪が降ったところでもあります。しかし、春は本番、もうそこまで来ております。梅の花が咲き、桜のつぼみも膨らんでまいりました。もう暖かい春はそこまで来ていると、このように思います。

議員の皆様方には提案いたしました平成27年度予算案など議案35議案および報告2件につきまして、慎重なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決いただき

ましたことに厚くお礼申し上げます。

また、本日提案させていただきました日野町教育委員会教育長の任命につきましても、同意をいただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。

さて、新年度の予算をお認めいただきましたけれども、その中で町単独福祉医療費助成の小学校6年生までの拡大、学童保育所「第2太陽の子」の増設、必佐小学校給食施設の改修設計など、子どもたちの育ちと保護者の期待に応える事業をお認めいただき、進めてまいりたいと考えております。

また、懸案の西大路鎌掛線の着工、市街地の雨水排水対策、木津や山本地先の農道整備にも取りかかってまいりたいと考えております。

さらに、近江日野商人ふるさと館や旧正野薬店包装場の活用、地域おこし協力隊の募集、空き家の有効活用などに取り組み、町の活性化を進めてまいりたいと考えております。

さらに、国の補正予算を活用し、国の地方創生交付金を有効に使い、消費の喚起や地域の活性化対策にも取り組みたいと考えております。

引き続き、各種事業の執行について、ご協力をお願いしたいと思います。

さて、議員各位には第15期の4年間において、さまざまな事業にご協力をいただきました。懸案の中学校給食の実施、平成24年度補正予算による国の経済対策の活用によって、全幼稚園、小学校、中学校にエアコンを設置することができ、桜谷小学校の大規模改修、農道整備、保育所こぼと園の改築などを行うことができました。また、役場庁舎の耐震改修、日野消防署の新築移転、台風18号の災害復旧対策など防災面にも取り組むことができました。さらに、グラウンドゴルフ場をはじめ大谷公園の整備、下水道事業の完了、3団地への町営水道の拡張、町道や県道の整備も進めることができました。いろいろと真摯な議論をいただきながら、ご協力をいただきましたことに改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、日野町は町村合併60年を迎え、ブラジルエンブ市、韓国恩山面からの使節団の皆さん、来賓の皆さんをはじめ議員の各位、そして多くの町民の皆さんに参加をいただき、記念式典を盛大に開催することができました。日野町が日野町として確かな歩みを続けられることは大変うれしいことでございます。日野町を愛する多くの住民の皆さんとともに、次の70周年に向けて、さらに元気で温かい町となるよう歩みを進めてまいりたいと考えております。一層のご支援とご協力をお願いする次第でございます。

また、今年は戦後70年の節目の年でもございます。先の戦争を反省し、二度と戦争をしないと誓い、平和憲法のもとで国際社会に復帰した戦後の歩みをしっかりと前に進めなければなりません。町民の皆さんと協力し、戦後70年の歩みを再確認する年としたいと思います。

ところで、去る3月16日には日野中学校で、19日には各小学校で卒業式が行われました。厳粛な中にも温かさで包まれたすばらしい卒業式となりました。これからも温かく心豊かに育ててほしいと思います。あわせて子どもたちの健全な成長のためには、家庭、地域、学校、行政が一体となって支え合い、取り組むことが大切であると、気持ちを新たにしたところでございます。

議員各位におかれましては、次期議員として立候補される方、ご勇退される方、それぞれでございますが、住民一人ひとりの幸せが実現できる日野町を共通の思いとして、それぞれの立場でご協力をいただきますとともに、ご活躍をされますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る3月2日から本日まで、平成27年度日野町一般会計予算をはじめとする数多くの諸案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

平成26年度もあとわずかとなってまいりました。行政執行担当者にはそれぞれ事務事業の完了に向け、適切な処理をお願いするとともに、平成27年度の各会計予算および事務事業の執行についても、万全を期して計画どおり遂行されることを心からお願いを申し上げます。

なお、本定例会の会議2日目には、質疑におきまして執行担当者の不誠実な答弁も見受けられたことに対しまして、一言ご注意を申し上げておきます。今後は執行側より提案されました議案につきましては、十分な学習・調査をなされた上で提案され、また、それに対する議員の質疑にも誠実に回答されますようお願いを申し上げておきたいと存じます。

さて、私ども、第15期議員は今議会を最後に臨時議会の開催がない限り、今議会が最終となりますので、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

この4年間、議員の皆さんにおかれましては、町政発展のために、また、住民福祉の向上のためにご奮闘いただきましたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、議会運営、議会の活性化のためにもご協力をいただきましたことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。至らぬ議長に対しましても、今日までお支えをいただきました議員各位に深く御礼を申し上げたいと存じます。今期で勇退される方に対しましては、今日までのご苦勞に深く感謝を申し上げたいと思いますとともに、また、今回新たに新しく立候補されます方々におきましては、必ずや当選され、この議場に戻っていただきまして、今、町が直面しております人口減少、この問題についても活発な議論をしていただくことを心から念じるところでございます。

これをもちましてこの議会最終日となりました。平成27年第1回定例議会を閉会

いたしたいと思います。ありがとうございました。

一同ご起立をお願いいたします。礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 閉会 12時09分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 蒲生 行正

署名議員 西澤 正治